

沖東第五一號

昭和二十二年四月十日

沖繩縣知事代理官内務部長事務取扱

第一復員局經理部長 殿

死亡沖繩縣人の遺骨及遺留品の沖繩還送  
に伴ふ死歿者給與金の下附について

今般 G H Q よりの指令に基いて日本政府は死亡沖繩縣人の遺骨及遺留品の沖繩送還を實施されるに關し財團法人沖繩財團をして貴廳に對し元陸軍々人車屬の遺族に對する死歿者給與金の一括受領方を願出る事になりました

これは小職としましても沖繩人聯監會長及沖繩財團理事長と協議した結果でありまして本年二月同財團が沖繩本島採用軍屬の未支

陸軍

給々與の代理受領を願出たときに小職が副申した時に申上げた通り同財團は藝に小職並に沖繩關係代表の協議の結果組織され關係各省の認可を受けたもので比嘉埋爭長並に財團の組織運営に關しては十分の信頼を持つて居るところでありますから此の度の給與金も同財團に下附される様御依頼致します  
各遺族に對する交付等事務處理については勿論小職に於て十分監督すると共に極力援助致します